

政治倫理条例検討部会経過報告

政治倫理条例検討部会（以下「検討部会」という。）は、令和5年6月23日及び同年7月4日に開催された議会運営委員会での議論を受け、つくば市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）を検証するため、構成員が3人以上の3会派から各1名、また、オブザーバーとして3つの2人会派から各1名、5つの1人会派から代表して1名の計7名からなる検討組織として令和5年7月4日に設置された。

その後、現在の倫理条例の課題についてアンケートを実施し、各会派からの意見を収集した。

令和5年10月3日に開催した検討部会では、各会派から提出された意見について、それぞれの会派からその意図など詳細な説明を受け、その課題についての論点などを協議した。

令和6年1月22日に開催した検討部会では、前回の検討部会で出された意見や論点について、さらに議論を深めるため、倫理条例制定当時の背景や、これまでの改正の経過を踏まえながら、各条文の規定する意図を協議した。

その後は、各委員がそれぞれの立場で、出された意見や課題について調査を進めているものの、それら出された課題の是非については、現在まで検討部会としての結論には至っていない。

今後も、倫理条例の検証については、引き続き協議が必要であると考えている。

以上

【添付資料】

- ・政治倫理条例検討部会名簿
- ・政治倫理条例の課題

令和6年9月12日

政治倫理条例検討部会長 長塚 俊宏

政治倫理条例検討部会

令和5年(2023年)7月4日設置

| 会派名 | 委員名 |
|--------------|--------|
| つくば自民党 | 長塚俊宏 |
| 自民党政清クラブ | 木村修寿 |
| つくば・市民ネットワーク | あさのえくこ |
| 公明党つくば | 小野泰宏 |
| 日本共産党つくば市議団 | 橋本佳子 |
| 創生クラブ | 高野文男 |
| 一人会派5会派 | 川久保皆実 |

政治倫理条例の課題（項目別）

| 項目 | 現状の課題 | 会派名 |
|-------|--|--------------|
| 全体 | 地方議会において議員の成り手不足を危惧し「議員の立場」の見直しが必要であることから、昨年12月に地方自治法が改正された。つくば市の現状は日本全体が人口減の中においても、毎年人口が増えている街ではある。しかし、つくば市議会としても「議員の立場」を見直す契機とし、議論することは必然であると考ええる。 | つくば自民党 |
| 全体 | 条例の見直しも含めてバランスのとれたものにしてほしい。 | 新社会党つくば |
| 全体 | 近年の社会的責任・義務・個人情報の観念から、全体的項目を含め見直しをする必要があると考えます。 | 清郷会 |
| 条例10条 | 市民の調査権について、 第10条(調査を請求する日の直近の選挙人名簿に登録されたものに限る。)では10人以上の署名をもって議長に調査を請求することができるがあるが、人数50人以上の署名をもって、議長に調査を請求することができる。署名人数を10人以上から50人以上の署名をもってに変更して頂きたい。 | 自民党政清クラブ |
| 条例15条 | 市工事等に関する遵守事項 この条例の制定当時は指名競争入札方式が主に入札業務が行われていましたが、現在は一般競争入札方式が導入され一般競争入札の透明化が図られています。一般競争入札方式において、議員の立場・地位を利用しての影響はありません、関与する事はありません。入札金額については、事前公表のため、一般競争入札方式については、この条例から除外するとするか、または一般競争入札方式はこの限りでないという記載をお願いします。 | 自民党政清クラブ |
| 条例15条 | 15条が1親等のままで良いのか？ | 新緑会 |
| 条例15条 | つくば市議会議員政治倫理条例第15条第1項の規定に関して、努力義務とはなっているものの、実質的に遵守せざるを得ない状況であり、議員の職業選択の自由（憲法第22条第1項）を過度に制限するものであると感じます。地方自治法第92条の2の規定に上乘せする必要性と許容性について、今一度ご検討いただきたいです。 | つくばチェンジチャレンジ |
| その他 | 人権（バワハラ・セクハラ）に対する条項の追加 | 創生クラブ |
| 課題なし | 現時点での課題は認識していないので、見直しは必要ないと考えている。 | つくば・市民ネットワーク |
| 課題なし | 現状の内容について、特に課題はありません。 | 公明党つくば |
| 課題なし | | 日本共産党つくば市議団 |
| 課題なし | | 山中八策の会 |

空欄は回答なし